

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 山田 正修

署名委員 田中 幹雄

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年8月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志		

4. 欠席委員 1名

16 中棚昭三十

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・ブロック別研修会のお知らせ8月31日(木曜日)
奄美市市民交流センター
- ・農地法関係事務処理要領の制定について
- ・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律について(内閣府から)

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第52号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の
提出について（除外・編入）
- 議案第53号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について
- 議案第54号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は15人で欠席が1人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和5年第8回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、12番 山田 委員と13番 田中 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第50号から54号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長

(岸田 会長)

日程第 3

議案第 5 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件の申請です。

内訳は贈与が 2 件であります。

2 ページをお開き下さい。

NO. 3 2 は、譲渡人が所有する 1 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第 1 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地は 1, 2 8 0 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は 4 ページに記載されているとおりタンカン、パパイヤ、スモモを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

1 2 ページをお開き下さい。

NO. 3 3 は、1 3 ページの別紙記載の通り譲渡人が所有する 6 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第 2 種農地であります。

譲渡人の 6 筆の農地の合計は 1, 3 7 2 m²で贈与による申請となります。

取得後は 1 5 ページに記載されているとおり、サツマイモの紅はるかを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

以上 2 件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。

それでは、まず No. 3 2 お願いします

5 番	<p>(朝 委員) 譲受人についての説明 議案第 5 0 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 3 2 譲受人について調査報告をいたします。 8 月 2 2 日午後 6 時頃、電話にて本人から話しを伺いました。 申請人は建設業で現在農業は行っておりません。 今回、妻の叔母から農地の贈与を受けタンカン、パパイヤ、スモモ等を植える予定とのことでした。また、申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので問題ないものと考えております。</p>
笠利支所	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法 3 条の規定による No. 3 2 について、調査報告をいたします。 8 月 1 6 日、水曜日午前 1 0 時 5 分に渡人と電話にてお話しを聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。 渡人は、奄美に帰ってくる予定もなく農業もすることないので、姪の夫に贈与するとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
5 番	<p>(朝 委員) 土地についての説明 8 月 1 8 日、1 0 時 3 0 分頃、中村室長、岩元推進員、竹山主幹と 4 人で現地を確認しました。申請地には雑草が生えていましたが、トラクターで耕運したら、すぐ耕作できる状態でした。周辺農地への悪影響はなく問題ないと思います。 農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりであります。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No. 3 3 の報告をお願いします。</p>
1 2 番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明 農地法 3 条の規定による許可申請書、No. 3 3 の件について報告いたします。贈与による所有権移転です。渡人と受人は親子であります。 これは先月申請があり事前協議後の現地調査の際に 2 筆の境界がはっきりされていないということで一応取り下げて再度の申請の 6 筆分です。 8 月 2 3 日、1 0 時 3 0 分に譲受人の和光町の事務所へ訪問し、お話しをお伺いいたしました。 許可を受けようとする所在、地番等は記載とおりで間違いありません。 6 筆で合計 1, 3 7 2 m²、紅はるか苗を植え付ける予定です。 農業経験は地区外の農地で、紅はるか栽培の経験もあります。 必要の大農機具も龍郷の農地の隣の方から借用することで話しがまとまっているようです。</p>

1 2 番

(山田 委員) 譲渡人についての説明

前回に訪問して内容を確認していますので、今回は2筆を取り下げでの申請ということで譲受人の事務所から電話にて確認いたしました。土地の所在、面積及び権利の設定も間違いありませんとのこと確認いたしました。以上、ご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

1 3 番

(田中 委員) 土地についての説明

農地法第3条の規定による許可申請のNo.33の土地について調査報告いたします。8月21日、9時30分に現地を確認しました。

22ページをご覧ください。土地は芦花部集落の龍郷町寄りの山側の農地になります。申請書にもありましたが、現在、この農地を県の砂防ダム建設の土砂仮置き場に貸し出しているため土が積まれている状態であり、奥の方で建設工事を行っていました。返却後は農地として使用することを県にも伝えているようで、すぐ耕作できる状態で返却されるそうです。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

それでは、まずNo.32について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

次に、No.33について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請、No.32からNo.33については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請No.1 6 について議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案第 5 1 号 5 条の許可申請について</p> <p>2 3 ページをお開き下さい。</p> <p>No.1 6 につきましては農地と知らず住宅からの通路として利用していた土地が農地であったため、今回、農地法第 5 条申請の贈与する際に気づいてしまい提出した案件でございます。</p> <p>土地につきましては現況のまま使用し事業計画書内にあるように工事、資金計画等は記載ありません。そのため始末書も添付しております。</p> <p>以上 1 件でございます。</p>
事務局	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>(里 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第 5 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてNo.1 6 の譲受人の報告をさせていただきます。</p> <p>8 月 1 5 日 1 0 時 3 0 分において私と笠利分室の竹山さんと推進員の福さんと譲受人が仕事により参加できず、旦那さんと譲渡人と申請地において聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。譲渡人は譲受人の叔父さんとのことでした。申請地の農地は一部を分筆した農地との事でした。叔父さんの家の前から自宅に出入りをしておりましたが農地の境界線を作ったために出入りが出来なくなり申請地の農地から出入りをしているとの事でした。2 5 ページをお願いします。申請者によると叔父さんの自宅の一部を贈与してくださるとの事でした。取得後は自宅に出入りをするための通路として使用したいとの事でした。土地の所在及び権利の設定などに記載内容に間違いありませんとの事でした。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
7 番	<p>(里 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>譲渡人についてご報告させていただきます。8 月 1 5 日 1 0 時 3 0 分に</p>

私と笠利分室の竹山さんと推進員の福さんと譲渡人と申請地の農地において聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。譲受人は譲渡人の姪とのことです。譲受人は譲渡人の申請地を贈与したいとのことでした。土地の所在及び権利の設定など記載内容に間違いのないとの事でした。

7 番

(里 委員) 土地についての説明

土地についてご報告させていただきます。申請地の農地は一部を分筆した農地とのことでした。事前着工を行っていたので嚴重に注意をいたしました。申し訳ありませんでしたとのことでした。始末書も提出してありますので問題ないと思います。申請地の周りの農地は第1種農地であります。周りには民家が多く申請地の右側には譲渡人の自宅もあります。

この一帯においては集落内の県道の拡張工事により住宅の移転場所と使用された農地とのことでした。

27ページをお願いします。場所においてはガソリンスタンドの隣の畑総線を100m近く下った左側にあります。周りの農地は第1種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

No.16について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請No.16については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

日程第5

議案第52号 奄美市農業振興地域整備計画の変更(除外・編入) No.16～No.18について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第52号奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）について35ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）について3件の申請であります。

内訳は除外が2件、編入が1件であります。

以上、3件であります。

この3件の申請につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

名瀬
農林水
産課

(勇 農政水産係長)

農林水産課 勇です。

今回の案件につきましてですが、3件ございます。

個別の編入手続きが1件、除外の手続きが2件となります。では資料に基づき説明させていただきます。

まず件1（ナンバーは16）であります

申請地は奄美市笠利町大字万屋、地目は畑、面積は2,940㎡でございます。

変更理由といたしましては太陽光発電設備及び充電カーポート設置の為の除外申請であります。

当該土地は、市笠利支所から南東へ約4キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。

しかしながら、当該土地は、その辺のほとんどを集落内部の農用地区域外地域に接しております。

このことから、除外手続き要件には問題がないものと勘案されますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

次に件2（ナンバーは17）であります

申請地は奄美市住用町大字役勝、地目は田、面積は1,964㎡でございます。

変更理由といたしましては果樹支援対策事業活用の為、編入の申出であります。

当該土地は、市住用支所から南西へ約3キロに位置し、集団性を有する農地とは見受けられますが、現状農振農用地区域内に設定されておられません。

果樹経営支援対策事業活用導入の為、編入を希望された為、申出に至りました。

編入には問題のない農地と判断いたしますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

次に件3（ナンバーは18）であります。

申請地は奄美市笠利町大字節田、地目は畑、面積は762㎡でございます。

変更理由といたしましては河川改修工事の為による除外の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南へ約4キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。

除外申出ではございますが、公共事業での河川改修工事の為の行為であり、また権利関係者の同意もあり、適切ではないかと考えられます。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見をお願い申し上げます。

以上、皆さまのご審議をお願い致します。

議長

（岸田 会長）

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

No.16の説明をお願いします。

15番

（大瀬 委員）申請者についての説明

農振除外変更、No.16について申出者の調査報告をいたします。

8月22日、火曜日午前11時30分に自宅に出向き申請者から話しを聞き取りました。申請者は3年前にUターンして農業をするため、カボチャの研修を行ったり1年前には農地を8反購入し、サトウキビやタンカン栽培も行っております。

今回、申請する土地は5,6年前に申請者が帰郷する際に遊休地となっている土地で農振地域とも知らず自宅や太陽光発電設置をするために購入した土地です。

その当時は島外にいて本人の名義が出来ず父親の名義とし父親が亡くなりUターンして相続で本人の名義になったということです。

また、本人の乗用車は電気自動車です。名瀬までの往復が出来ないと聞いております。

申出書の計画書に書いているように、脱炭素社会構想で奄美大島でも電気自動車の需要が増えてくるだろうと構想して2年前から46ページの再生可能エネルギー発電事業計画の認定も受けております。

今回、自分の土地で太陽光発電を利用した充電カーポートを設置するため、農振地除外をお願いしたいとのことでした。

今回、申請する場所は城間集落で25世帯の小さい集落で、集落より一段高台にあり44ページの写真でもわかるように、付近にはオカズ屋や墓地や牛舎、倉庫等があり今回、このような施設ができれば避難場所ともなり、集落の活性化にもつながってくると思います。

この、城間集落は台風や大雨時は河川が氾濫し、浸水が頻繁に起きております。台風時には私たちの宇宿集落に避難してきている状況です。

今後、城間集落の西側の高台一帯は将来、集落活性化のため農振地域内から外していかと思います。

11番

(栄 委員) 土地についての説明

農用地利用計画変更申出書No.16の土地について調査報告いたします。

8月16日13時30分申請者夫婦、笠利支所の別府さん、竹山さん、私と5人で現地を確認いたしました。

申請地を調査しますと、数年耕作されていない遊休農地と見受けられました。申請地は大木やソテツ等で境界が仕切られた昔ながらの風情です。境界の大木によって視界が遮られ申請地だけしか視野に入らず、一見農地は、ここだけのように見えました。42ページの字図をご覧ください。字図を見ながら申請地の周囲の土地を調査すると西隣の農地と申請地の2筆だけが休耕地でした。西側の農地は地主の縁者が管理を任されたとの事で耕作するとの話しを伺っています。

申請地右側は、宅地で5月には手入れがされていましたが今は、草が生えていました。申請地右側の隅は放棄地でした。

また、申請地北側を幅の狭い道路と接していますそれ以外の土地はサトウキビ、パイナップル、バナナ、果樹などが植えています。5月の調査の際は、野菜がありましたが夏場は野菜がありませんでした。

今度は字図と参考資料を重ねてみてください。申請地南側と西側には基盤整備がされた第1種農地が境界に接し土地が広がっています。申請地の北側と東側には申請地を含め基盤整備はされていませんが昔ながらの農地が広がっています。申請地は農地中央に位置しています。

したがって、不許可が妥当と思います。

また、余談になりますが、ここは県史跡のトフル墓群が広がる土地です。トフルとは天国に通じる道との意味だそうです。昔ながらの風情が今も残る、この土地はトフルに地域の人々が特別な畏敬の思いがあったからに他ありません。この地域で持続性のある農業、観光を俯瞰した場合、景観を破壊するなど問題があり、太陽光発電施設は持続性のある農業、観光において、天国に通じる道を閉ざすことになりかねません。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)
No. 17の説明をお願いします。

4番

(榮 委員) 申請者についての説明
農振編入に係わる議案52号No.17についての調査報告を行います。8月23日午後6時、電話連絡がようやく取り申請人に申請書の内容確認をいたしました。事業計画書に基づく果樹支援事業を用いた、タンカン約50本の植栽を計画している点など伺いました。

4番

(榮 委員) 土地についての説明
続いて農地の現状報告を行います。同日14時30分、支援事業の活用に向け当該農地は綺麗に整地され下準備が整った状況でした。以上です。

議長

(岸田 会長)
それではNo.18の説明をお願いします。

笠利
支所

(竹山 主幹) 申請者についての説明
農振地除外の規定によるNo.18について調査報告をいたします。8月17日、木曜日午後14時30分に申請人の担当者と朝委員と私と3人で現地確認しました。当該地は節田川拡張工事の公共工事のための農振地除外申請です。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

5番

(朝 委員) 土地についての説明
8月17日、午後14時30分に、申請人の担当者と竹山主幹と私の3名で現地を確認しました。62ページの地図をご覧ください。申請地はサトウキビ畑で申請地の東は農道、西と北側につきましてはサトウキビ畑となっています。今回の農業振興地域整備計画の変更の除外については公共工事の河川改修のためとの事ですので差支えないと思います。以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo. 1 6 からNo. 1 8 について質疑に入ります。

まず、No. 1 6 について質疑はございませんか。(協議会)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No. 1 6 について賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が少数であるため(5名)であります。

よって、No. 1 6 について奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外、については、不適當という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

No. 1 7 について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No. 1 7 について賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が多数であります。

よって、No. 1 7 について奄美市農業振興地域整備計画の変更、編入、については、適當という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

続いてNo. 1 8 について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No. 1 8 について賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が多数であります。

よって、No. 1 8 について奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外、については、適當という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

日程第 6

議案第 5 3 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてと、
議案第 5 4 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について
議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について

6 6 ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、名瀬地区が 5 年間、1 件で 1, 0 7 1 m²となっております。

今回、申請人につきましては 6 月 2 8 日に青年等就農計画認定申請書が
提出され協議の結果、認定された農家であります。

借りる農地は先月、民間の障害者就労支援事業所が解約した農地を再契
約申請した農地です。他、解約した農地につきましては農地中間にて再
契約申請しているところです。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を
満たしていることを報告いたします。

議案 5 4 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定につい
て 7 1 ページ総括表をお開き下さい。

名瀬地区は 1 0 年間の使用貸借の面積が 2, 5 5 4 m²となります

7 3 ページ総括表をお開き下さい。

笠利地区も 1 0 年間の貸貸借、使用貸借を含め面積が 1 3, 5 9 5 m²
となります

詳細につきましては 7 2 ページから 7 4 ページをお目通しください

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第53号、54号は 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですので、協議会へ移します。

< 協議会 >

事務局

(池 局長)

1. 協議事項

- ・ブロック別研修会のお知らせ8月31日（木曜日）
奄美市市民交流センター
- ・農地法関係事務処理要領の制定について
- ・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律について（内閣府から）

議長

(岸田 会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

令和5年8月25日

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

署名委員 山田 正修

署名委員 田中 幹雄

作成者 池 秀平

